

# 公正取引委員会における消費税転嫁対策 の取組について

平成26年4月10日

独占禁止懇話会

経済取引局取引部取引企画課

# 消費税転嫁対策特別措置法の概要 (平成25年10月施行)

## 1. 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

### 【1. 適用対象】

| 転嫁拒否等をする側<br>(規制対象)(買手)   | 転嫁拒否等をされる側<br>(売手)         |
|---------------------------|----------------------------|
| 大規模小売事業者                  | 大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者   |
| 右欄の事業者等と継続的に取引を行っている法人事業者 | ○ 資本金3億円以下の事業者<br>○ 個人事業者等 |

### 【2. 禁止される行為】

| 禁止される行為              | 具体例   |
|----------------------|---|
| ① 減額                 | 本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること                                |
| ② 買ったとき              | 原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税引上げ前の税込価格に消費税引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること                             |
| ③ 商品購入、役務利用又は利益提供の要請 | 消費税引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること                                      |
| ④ 本体価格での交渉の拒否        | 本体価格(消費税抜価格)で交渉したいという申出を拒否すること  |
| ⑤ 報復行為               | 転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること |

### 【3. 是正措置】

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導を行う。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表する。

## 2. 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

事業者の遵守事項(事業者は消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する以下の表示を行ってはならない。)

- 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
- 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって(2)に掲げる表示に準ずるもの  
※ 消費税の転嫁を阻害する表示に対する勧告、指導等については、消費者庁長官等が実施

## 3. 価格の表示に関する特別措置

- 表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例(総額表示義務の特例措置)  
※ 税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。
- 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しない。

## 4. 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

- 転嫁及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外とする(公正取引委員会への届出制)
- 転嫁カルテル＝ 転嫁の方法の決定に係る共同行為(例：事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格への消費税額分の上乗せの決定、端数の合理的な範囲での処理の決定)
  - 表示カルテル＝ 表示の方法の決定に係る共同行為(例：価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定)

# 1. はじめに

## 消費税転嫁対策

- 平成25年10月1日に消費税転嫁対策特別措置法が施行
- 消費税転嫁対策については、消費税転嫁対策特別措置法等に基づき、「実効性のある対策を推進していく」(平成25年10月1日閣議決定)



## 公正取引委員会における消費税転嫁対策の取組

- ① 消費税の転嫁拒否等の行為(以下「転嫁拒否行為」という。)の未然防止
- ② 違反行為に対しては、消費税転嫁対策特別措置法等に基づき迅速かつ厳正に対処
  - ➡ 様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、積極的に立入検査などの調査を行い、違反行為が認められた事業者に対しては転嫁拒否行為の防止又は是正のために必要な措置を指導
  - 重大な転嫁拒否行為が認められた事業者に対しては勧告・公表

# 2. 公正取引委員会における消費税転嫁対策の取組状況 (平成26年2月末時点)

- 法運用の透明性の確保や事業者の予見可能性を高めること等を目的として、消費税転嫁対策特別措置法に係るガイドラインを策定・公表(平成25年9月10日)
- 消費税転嫁対策に関する取組状況の公表(平成26年3月から毎月公表)

## 違反行為に対する迅速かつ厳正な対処

### (1) 消費税転嫁対策に係る体制の整備

- 平成25年度において、消費税転嫁対策のための人員として119名を手当
- 本局及び全国の地方事務所等に消費税転嫁対策調査室を設置(平成25年10月1日)
- 平成26年度において、消費税転嫁対策のための人員を35名拡充

### (2) 転嫁拒否等の行為についての相談窓口の設置

- 本局及び地方事務所等(全国9か所)で相談に対応(平成26年2月末時点 合計2,698件(うち3条関係1,451件,届出関係1,142件,その他105件))

### (3) 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査の実施

- 様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、延べ276の事業者団体及び納入業者等313社に対してヒアリング調査を実施(平成26年2月末時点)

### (4) 移動相談会の実施

- 全国各地で実施(平成26年2月末時点 57回)

### (5) 書面調査の実施

- 中小企業庁と合わせて15万件の大規模な書面調査を実施
- ※調査票の発送(平成25年11月)
- ※調査票を公正取引委員会HPに掲載(HP掲載の調査票を印刷して、回答することも可能)

## 違反行為の未然防止のための取組(周知活動)

### (1) 説明会の実施

- 公正取引委員会主催説明会の開催(平成26年2月末時点 計35回)(年度末までに計5回予定)
- 商工会議所等や事業者団体主催の説明会等に職員を講師として派遣(平成26年2月末時点 延べ365回)

### (2) FAQの作成

- 「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」の回答を公正取引委員会HPに掲載(平成25年11月～)
- ⇒関係事業者団体に対して団体傘下の事業者への周知を要請(平成26年1月)

### (3) 要請文書の発出

- 事業者(約20万社)に対する消費税転嫁対策特別措置法の遵守要請(平成25年11月15日)
- 事業者団体(計575団体)に対する消費税転嫁対策特別措置法の遵守要請(平成26年1月17日)
- 流通関係の事業者団体(5団体)に対する消費税転嫁対策特別措置法の遵守要請(平成26年1月22日)
- 地方公共団体が設置する病院等の関係団体に対する消費税転嫁対策特別措置法の遵守要請(平成26年2月24日)

### (4) 広報物の作成・配布

- 本法の内容を説明したリーフレットを作成・配布⇒地方自治体に約18万部配布,書面調査の調査票に同封
- 事業者等向けパンフレットを作成・配布⇒商工会議所等及び中小企業団体中央会に約14万部,地方自治体に約18万部配布
- ポスターの配布⇒商工会議所等及び中小企業団体中央会に約1万枚,地方自治体に約1万枚配布⇒3月に事業者団体等に対して約5万6千枚を追加配布

## 転嫁カルテル・表示カルテルの届出対応

### (1) 届出の受付

- 本局及び全国の地方事務所等で届出の受付開始(平成25年10月1日から)

### (2) 届出に関する相談等

- 届出に関する事前相談に本局及び全国の地方事務所等で対応

- 転嫁・表示カルテルの届出状況を毎月公表

- 届出に当たって必要となる書類(届出書様式等)を公正取引委員会HPに掲載

## 3-1. 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組の強化①(平成26年3月12日公表)

### 大規模小売事業者等大企業に対する監視強化

大規模小売事業者に重点を置いた特定事業者(買手側)への書面調査を、中小企業庁と合同で平成26年4月から実施し、転嫁拒否行為について報告させる。

公正取引委員会において、大規模小売事業者など、大企業を中心とした特定事業者に対して、平成26年4月から集中的に立入検査を実施。

### PB商品の取引に関する実態調査の活用

PB商品(食品)の取引について、委託事業者(小売業者等)及び受託事業者(卸売業者・製造業者)(計3,500社)に対する実態調査を開始(平成26年2月~)。独占禁止法・下請法の観点だけでなく、消費税転嫁対策特別措置法に違反する転嫁拒否行為についても情報収集。転嫁拒否行為については速やかに調査し、迅速かつ厳正に対処。

### 悉皆的な書面調査の実施

転嫁拒否行為に関する情報を積極的に収集するため、平成26年度において、中小企業庁と合同で中小企業・小規模事業者を対象とした悉皆的な書面調査を実施。

なお、平成26年度にわたって違反行為を監視するため、書面調査を波状的に実施。

### 下請法の書面調査の活用

平成26年度に実施する下請法の書面調査を通じて、転嫁拒否行為に関する情報も併せて収集し、転嫁拒否行為に関する情報が得られた場合には、速やかに調査を実施。

### 3-1. 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組の強化②(平成26年3月12日公表)

#### 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査の実施

納入業者等及び事業者団体に対してヒアリング調査を幅広く実施。また、これまでにヒアリング調査を実施した事業者団体等についても、消費税率引上げ時の状況変化を考慮して、改めてヒアリング調査を実施。

#### 下請法との一体的な運用

消費税転嫁対策特別措置法の調査において、下請法に違反する疑いが判明した場合は、下請法に基づく調査・指導等を通じて、迅速かつ厳正に対処。

#### 相談対応の強化

休日専用ダイヤルを設け、平成26年3月及び4月の毎週土曜日に、電話相談を受付。

#### 移動相談会の開催

事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、引き続き全国各地で移動相談会を実施。

## 3-2. 転嫁拒否行為の未然防止のための取組の強化 (平成26年3月12日公表)

### 消費税率引上げ時期における集中的な広報

消費税率引上げの直前期において、新聞広告、ラジオ広告、インターネット広告、鉄道中吊り広告を活用し、公正取引委員会が厳しく監視していること等を広く周知する事業者向け広報を集中的に実施。

平成26年度においては、消費税率引上げ後の転嫁拒否行為の未然防止を図る観点から、平成26年度の第一四半期に集中的な広報を実施。

### 説明会の実施等

事業者及び事業者団体を対象として、公正取引委員会主催の説明会を平成26年度も引き続き実施。また、商工会議所・商工会や事業者団体が開催する説明会等にも、職員を講師として派遣。

# (別紙1) 転嫁拒否行為に対する対応状況(平成26年2月まで)

| 調査件数   | 立入検査件数 | 処理件数   | 指導件数              |
|--------|--------|--------|-------------------|
| 1,777件 | 302件   | 1,074件 | 853件(大規模小売事業者29件) |

(注1) 公正取引委員会及び中小企業庁の合算

(注2) 消費税の転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

## <指導件数の内訳(業種別)>

|         |      |
|---------|------|
| 製造業     | 322件 |
| 卸売業・小売業 | 182件 |
| 運輸業・郵便業 | 105件 |
| その他(注4) | 244件 |
| 合計      | 853件 |

(注3) 複数の業種にわたる事業者が指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

(注4) 「その他」は、サービス業等である。

## <指導件数の内訳(行為類型別)>

|              |      |
|--------------|------|
| 買ったたき        | 610件 |
| 役務利用・利益提供の要請 | 41件  |
| 本体価格での交渉拒否   | 208件 |
| 合計           | 859件 |

(注5) 買ったたきには、減額行為(違反のおそれ)があるものを含む。

(注6) 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、上記記載の指導件数(853件)とは一致しない。

| 行為類型                                 | 主な指導事例  |
|--------------------------------------|---|
| <b>買ったたき</b><br>(消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号) | ① 地方公共団体が設置する病院が、注射針やガーゼなどの納入業者に対し、消費税率引上げに先行して対応するため一律3パーセント以上の納入価格の引下げを要請した事例   |
|                                      | ② 大規模小売事業者が、自社で販売する商品(書籍等)の運送業務を委託している個人の運送事業者に対し、平成26年4月1日以後の運送代金について、消費税率引上げ分を上乗せすることなく据え置くこととしていた事例  |
|                                      | ③ 自社で販売する商品(LPGガス)の運送業務を委託している個人の運送事業者(特定供給事業者)に対し、平成26年4月1日以後の運送代金について、消費税率引上げ分を上乗せすることなく据え置くこととしていた事例   |
|                                      | ④ 電気設備工事を発注している建設業者に対し、平成26年4月以後に供給を受ける工事について、消費税率引上げ分を上乗せすることなく据え置くこととしていた事例   |
| <b>利益提供の要請</b><br>(同法第3条第2号)         | ⑤ 大規模小売事業者が納入業者に対し、納入業者の負担によって、消費税率引上げ時の価格表示の変更に迅速に対応するための特別な値札(例:平成26年4月1日以後の価格を印刷した値札の上に、同年3月末までの価格を印刷したシールを貼り付け、同年4月1日以後は当該シールをはがして販売が可能となるもの)を付けて納入するよう要請した事例 |
| <b>本体価格での交渉拒否</b><br>(同法第3条第3号)      | ⑥ 内装工事を委託している建設業者に対し、平成26年4月1日以後に供給を受ける工事について、建設業者の意向に関わらず自己が指定する消費税込価格を記載する見積書を使用させることとしていた事例  |

# (別紙2) 転嫁・表示カルテルの届出状況(平成26年2月まで)

## < 転嫁・表示カルテルの届出件数 >

|          | 転嫁カルテル | 表示カルテル | 合計  |
|----------|--------|--------|-----|
| 平成25年10月 | 5      | 6      | 11  |
| 11月      | 21     | 24     | 45  |
| 12月      | 34     | 34     | 68  |
| 平成26年 1月 | 30     | 28     | 58  |
| 2月       | 33     | 21     | 54  |
| 合計       | 123    | 113    | 236 |

## < 届出件数の内訳(業種別)(注1) >

|         | 転嫁カルテル | 表示カルテル | 合計  |
|---------|--------|--------|-----|
| 製造業     | 67     | 68     | 135 |
| 卸売業     | 43     | 41     | 84  |
| 小売業     | 30     | 33     | 63  |
| サービス業   | 24     | 14     | 38  |
| その他(注2) | 9      | 9      | 18  |
| 合計      | 173    | 165    | 338 |

(注1) 複数の業種にわたる場合の届出があるので、合計の数字は届出件数と一致しない。

(注2) 「その他」の業種は、運輸業、建設業等である。

## 平成26年3月までの消費税転嫁対策の取組について

平成26年4月7日  
公正取引委員会

### 1 はじめに

公正取引委員会は、今般の消費税率引上げに当たり、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）の未然防止のための取組と、転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組を進めてきたところである。

消費税率引上げ前においては、主に買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）、役務利用・利益提供の要請（同法第3条第2号）及び本体価格での交渉の拒否（同法第3条第3号）といった転嫁拒否行為が行われ、これらの違反行為に対して必要な改善指導を行ってきた。

本年4月1日に消費税率引上げが実施され、引上げ後の税率に基づき、実際に商品・役務の提供が開始されることから、消費税率引上げ前に買ったときが行われていた場合は、これが顕在化することになる。さらに、今後、事後的に支払代金を減じて支払う減額（同法第3条第1号前段）が行われ、消費税率引上げの負担のしわ寄せがより直接的になされるおそれもある。

このため、公正取引委員会は、平成26年度において、平成26年3月12日に公表した「消費税率引上げに向けた消費税転嫁対策の強化について」を踏まえ転嫁対策を更に強化することとしており、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告・公表を積極的に行うこととしている（別紙1参照）。

### 2 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

#### (1) 転嫁拒否行為に対する調査

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施しており、違反行為が認められた事業者に対しては転嫁拒否行為に係る不利益の回復などの必要な改善指導を迅速に行っている（公正取引委員会及び中小企業庁における平成25年10月から平成26年3月までの対応実績は別紙2参照）。

本年4月の消費税率引上げまでの違反行為の状況については、買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）が940件、本体価格での交渉の拒否（同法第3条第3号）が225件、役務利用・利益提供の要請（同法第3条第2号）が45件及び減額（同法第3条第1号前段）が1件となっている。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課

電話 03-3581-3371（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

## (2) 転嫁拒否行為に関する情報収集

本年4月の消費税率引上げに伴い休日専用ダイヤルを設け、平成26年3月及び4月の毎週土曜日に、電話相談を受け付けるなど相談対応の強化を図っている（注）。

（注）土曜日専用：03-3581-1891（受付時間 9:00～17:00）

平日（本局）：03-3581-3379（受付時間 9:30～18:15）

地方事務所等の電話相談番号については、公正取引委員会のホームページに掲載（以下のURLを参照）。

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/uketukemadoguti.html>

また、転嫁拒否行為に関する情報等を把握するため、これまでに1,326社の事業者及び401の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した（平成26年3月末時点）。

## 3 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

### (1) 消費税率引上げの直前期における集中的な広報

消費税率引上げの直前期において、転嫁拒否行為が禁止されていること、転嫁拒否行為に対して公正取引委員会が厳しく監視していること及び転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため、①新聞広告、②ラジオ広告、③インターネット広告及び④鉄道車両の中吊り広告といった各種の媒体を活用した事業者向け広報を集中的に実施した（詳細については、別紙3参照）。

### (2) 説明会の実施等

事業者及び事業者団体を対象として、公正取引委員会主催の説明会を実施し（40回）、商工会議所・商工会又は事業者団体が開催する説明会等に職員を講師として派遣した（384回）（平成26年3月末時点）。

### (3) 平成26年度における広報・周知活動

平成26年度においても、新聞広告等の各種媒体を活用し、第一四半期に集中的な広報を実施することとしており、転嫁拒否行為に対して公正取引委員会が厳しく監視している旨等の周知に加えて、平成26年度の書面調査の周知も行っていく。

また、引き続き公正取引委員会主催の説明会を実施するほか、商工会議所・商工会又は事業者団体が開催する説明会等にも、職員を講師として派遣していく。

#### 4 転嫁・表示カルテルの届出

平成 26 年 3 月までの事業者団体等からの転嫁・表示カルテルの届出については、転嫁カルテル 152 件、表示カルテル 136 件の合計 288 件の届出を受け付けている（別紙 4 参照）。

## 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための今後の取組方針

### 1 大規模小売事業者などの大企業等に対する書面調査

公正取引委員会は、中小企業庁と合同で、特に大規模小売事業者に重点を置いた特定事業者（買手側）への書面調査を平成 26 年 4 月から実施し、転嫁拒否行為について報告させる。

### 2 中小企業・小規模事業者を対象とした悉皆的な書面調査

転嫁拒否行為に関する情報を積極的に収集するため、平成 26 年度において、中小企業庁と合同で中小企業・小規模事業者を対象とした悉皆的な書面調査を実施する。

なお、平成 26 年度にわたって違反行為を監視するため、書面調査を波状的に実施する。

### 3 大規模小売業などの大企業等に対する集中的な立入検査

公正取引委員会は、大規模小売事業者など、大企業を中心とした特定事業者に対して、平成 26 年 4 月から集中的に立入検査を実施する。

### 4 消費税転嫁対策特別措置法と下請法の一体的な運用

平成 26 年度に実施する下請法の書面調査を通じて、転嫁拒否行為に関する情報も併せて収集し、かかる情報が得られた場合には、速やかに調査を行う。

あわせて、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において、下請法に違反する疑い（書面未交付、受領拒否、割引困難手形の交付等）が判明した場合には、下請法に基づく調査・指導等を通じて、迅速かつ厳正に対処していく。

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成26年3月まで）

公正取引委員会  
中小企業庁

平成26年3月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである（主な指導事例については、別添参照）。

表1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

| 調査件数   | 立入検査件数 | 処理件数   | 指導件数（注2）                |
|--------|--------|--------|-------------------------|
| 2,054件 | 861件   | 1,833件 | 1,199件<br>（大規模小売事業者36件） |

（注1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成26年3月までの累計（平成25年10月～平成26年3月）。

（注2） 転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

表2：指導件数の内訳（業種別）（注3）

|         |        |
|---------|--------|
| 製造業     | 489件   |
| 卸売業・小売業 | 233件   |
| 運輸業・郵便業 | 145件   |
| その他（注4） | 332件   |
| 合計      | 1,199件 |

（注3） 複数の業種にわたる事業者が指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注4） 「その他」は、サービス業等である。

表3：指導件数の内訳（行為類型別）

|              |        |
|--------------|--------|
| 減額           | 1件     |
| 買ったとき（注5）    | 940件   |
| 役務利用・利益提供の要請 | 45件    |
| 本体価格での交渉の拒否  | 225件   |
| 合計（注6）       | 1,211件 |

（注5） 買ったときには、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表2に記載の件数とは一致しない。

## 主な指導事例

### 1 減額（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段）

| 概要  |
|---|
| <p>ホテル業を営むA社は、自社の取引先（特定供給事業者）に対し、毎月の消費税込請求金額に応じて1,000円未満又は100円未満などの端数を切り捨てた金額を支払い、さらに、一部の納入業者（特定供給事業者）に対し、毎月の消費税込みの請求金額から3パーセントを差し引いた上で、端数を切り捨てた金額を支払っており、平成26年4月1日以後も同様の取扱いをすることとしていた。</p> |

### 2 買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）

| 概要  |
|---|
| <p>B社は、建設工事を委託している建設業者等（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後に引渡しとなる建設工事等（消費税率8パーセントが適用されるもの）について、消費税率5パーセントで計算した金額を記載した注文書を発行していた。</p> |
| <p>C社は、自社が運営するウェブサイトに掲載する記事の執筆を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、執筆料を据え置くこととしていた。</p>                |
| <p>製造業を営むD社は、部品の製造委託をしている特定供給事業者に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、当該部品の税込価格を据え置くこととしていた。</p>                             |
| <p>製造業を営むE社は、部品の購入先である免税事業者（特定供給事業者）に対し、振込みの際に消費税率引上げ分を加算することなく支払っていた。</p>  |

### 3 利益提供の要請（消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号）

| 概要   |
|--|
| <p>大規模小売事業者であるF社は、自社で販売する食料品の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴い自社の店舗内で使用する棚札（プライスカード）の作成料を負担するよう要請した。</p> |

### 4 本体価格での交渉の拒否（消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号）

| 概要   |
|--|
| <p>G社は、写真及びビデオの撮影業務を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、当該事業者との価格交渉において、平成26年4月1日以後も税込価格を用いることとしていた。</p>   |
| <p>建設工事業を営むH社は、建設業者（特定供給事業者）に対し、建設工事の一部を委託する際に価格交渉で用いる請求書について、自社が指定する税込価格を記載する請求書を使用させていた。</p> |

# 消費税率引上げ直前期における集中的な広報について

## 鉄道車両中吊り広告

**消費税率の転嫁拒否とは?**

- 減額** いったん取り交えた金額を戻りになって返還する行為
- 商品購入・役務利用・利益提供の要請** 商品購入や役務利用、利益提供の要請
- 報復行為** 転嫁拒否を通知したことや取引を打ち切れる等の行為
- 買いたたき** 消費税引上げ前の本体価格で交渉拒否する行為
- 本体価格での交渉拒否** 転嫁拒否を受けた場合、いまずぐ専門窓口にご相談ください

**消費税率の転嫁拒否を受けた場合、いまずぐ専門窓口にご相談ください**

公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission  
TEL. 03-3581-3379  
www.jftc.or.jp

### 掲載媒体

全国の主要鉄道路線

### 掲載期間

3月17日(月)～31日(月)の間の2日間～7日間

## 新聞広告

**消費税の転嫁拒否は、法律違反です!**

- 買いたたき** 4月以降の消費税引上げ前の本体価格で交渉拒否する行為
- 商品購入・役務利用・利益提供の要請** 商品の購入、役務(サービス)の利用を要請(要り、要請)し、利益提供を要請する行為
- 報復行為** 公正取引委員会等に転嫁拒否を通知したことや取引を打ち切れる等のほか、不利益な取扱いを行ってはいけません。
- 本体価格での交渉拒否** 単価交渉を行う際、本体価格での交渉を拒否してはいけません。

**消費税率の転嫁拒否を受けた場合、いまずぐ専門窓口にご相談ください**

公正取引委員会  
TEL. 03-3581-3379

### 消費税引上げ分は売手が負担しろと言われた! どうしよう?

減額や買いたたきといった消費税の転嫁拒否は、法律で禁止されています。取引先の対応にお困りの方は、ご相談ください。

公正取引委員会  
TEL. 03-3581-3379

## インターネット広告

**消費税率の転嫁拒否は違法です。**

消費税率の転嫁拒否に、調査官が目を光らせています。

消費税引上げ分は売手が負担しろと言われた どうしよう

取引先の対応にお困りの事業者は、ご相談ください。

公正取引委員会 TEL. 03-3581-3379

### 掲載媒体

ポータルサイトや各種通信社、新聞、ビジネス誌等のニュースサイト

### 掲載期間

3月19日(水)～31日(月)

### 掲載媒体

全国の新聞紙49紙

### 掲載日

3月19日(水)～31日(月)の間のいずれか1日

## ラジオ広告

消費税の転嫁拒否行為が法律で禁止されていることに加えて、転嫁拒否を受けた場合の違反情報受付窓口を紹介する内容

### 放送媒体

全国のAMラジオ36局

### 放送日

3月17日(月)～20日(木)の間で各3回

転嫁・表示カルテルの届出について（平成26年3月まで）

公正取引委員会は、平成26年3月までに転嫁カルテル152件、表示カルテル136件の合計288件の届出を受け付けている。

表1：転嫁・表示カルテルの届出件数

|          | 転嫁カルテル | 表示カルテル | 合計  |
|----------|--------|--------|-----|
| 平成25年10月 | 5      | 6      | 11  |
| 11月      | 21     | 24     | 45  |
| 12月      | 34     | 34     | 68  |
| 平成26年1月  | 30     | 28     | 58  |
| 2月       | 33     | 21     | 54  |
| 3月       | 29     | 23     | 52  |
| 合計       | 152    | 136    | 288 |

表2：届出件数の内訳（業種別）（注1）

|         | 転嫁カルテル | 表示カルテル | 合計  |
|---------|--------|--------|-----|
| 製造業     | 80     | 76     | 156 |
| 卸売業     | 51     | 47     | 98  |
| 小売業     | 38     | 42     | 80  |
| サービス業   | 37     | 21     | 58  |
| その他（注2） | 12     | 10     | 22  |
| 合計      | 218    | 196    | 414 |

（注1） 複数の業種にわたる場合の届出があるので、合計の数字は表1に記載の届出件数と一致しない。

（注2） 「その他」の業種は、運輸業、建設業等である。